

令和5年度プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会 委員意見要旨

日時：令和6年3月11日(月) 13:00~15:00

出席委員：粟生木委員、奥委員（座長）、小口委員、平尾委員、藤井委員、藤崎委員、吉岡委員（五十音順）

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
1	(1) 認定プラスチック使用製品のグリーン購入法における配慮の方向性等の検討	資料3	検討課題3-1：認定プラスチック使用製品の調達の推進に向けた配慮の方向性について	認定プラスチック使用製品であることを、仮に判断の基準1へ位置付ける場合に、認定プラスチック使用製品であることの要件に対し、これと並列で選択可能な、具体的な基準を併記する必要があると考えるが、どのような想定か。	認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等への具体的な反映方法について、エコマークにおける記載の考え方も参考にして、判断の基準の要件としての位置づけや選択余地の観点も考慮して今後検討したい。
2				「プラスチック使用製品の設計認定を取得するインセンティブが働きにくくなる可能性」とは、具体的にどのような事態を想定しているか。	設計認定を取得することで、認定プラスチック使用製品がグリーン購入法での調達で配慮されることが、事業者にとって設計認定を取得するメリットの一つと考えている。しかし、「又は同等のものであること」を付すことにより、必ずしも設計認定を取得していない場合も、グリーン購入法での調達の対象となることができるため、設計認定を取得することによって得られる事業者のメリットが弱まってしまふこと、また、自己宣言で済ませる事業者が増加してしまうことを懸念している。
3				環境配慮への努力をした企業がインセンティブを受けられるようにするという点に対し、認定を取得した場合と自己宣言を選択した場合で、どのような違いが生じるのか。	認定プラスチック使用製品の設計認定に係る手続の詳細は、経済産業省にて今後具体的に議論されるため、手続や費用負担の程度について本日はご案内ができればいいが、エコマークの場合と同様の認識である。
4				例えば、エコマークの場合は、認定を受けるために必要資料の作成や審査の手順を踏む必要があり、審査料やエコマーク使用量等の費用も掛かるため、そうした負担を考慮して、自己宣言によってグリーン購入法での配慮を受けようという事業者も存在する。一方で、自己宣言による商品はエコマークが付与されていないため、調達する側は、妥当性の判別がしづらいというデメリットはある。	
5				もし、設計認定を取得する負担が過剰に大きいものでないのであれば、設計認定を取得するインセンティブが働きにくくなることは、それほど懸念する必要はないと史料する。	本日いただいたご意見を踏まえ、判断の基準への反映方法を検討してまいりたい。
6				環境に配慮した製品の製造・販売を進める事業者がインセンティブを得られるようにする制度は、積極的に推進いただきたい。環境配慮製品がより広く普及するような方向性で進めることが望ましいと考える。	
7				プラスチック資源循環促進法の条文が示すのは、設計認定を取得した製品に対して調達の推進が促進されるようグリーン購入法で配慮することであり、それと同等に環境性能が優れた製品についても国による調達が促進されていくこと自体は、グリーン購入法の目的においては問題とならないのではないかと。そのため、設計認定を取得することのインセンティブが働きにくくなる可能性の論点は、グリーン購入法の範囲において検討する必要はないのではないかと史料する。	
8				プラスチック資源循環促進法では、設計認定を取得する製品をバックアップする仕組みとしてグリーン購入法を活用する考え方をしている。法の趣旨やそれに基づく制度構築を踏まえると、グリーン購入法においてその取組をないがしろにすることは望ましくなく、法制度間の整合性が取れず、一貫性が失われることも問題である。まずは国内法制度間の整合を担保したうえで、WTO政府調達協定への対応方法を検討すべきではないか。	
9				WTO政府調達協定との整合については、海外の事業者も設計認定を取得することに支障がないような制度設計がされることが重要である。例えば、認定取得の手引きが日本語でしか作成されていない、日本語での申請しか受け付けられないといったような状況は望ましくない。整合するように制度設計することが重要である。	
10				優れた設計のプラスチック製容器包装や製品を調達することは積極的に進めるべきと考えるが、プラスチック以外の素材への代替の可能性がある製品等に対して、いずれを積極的に調達するか、方針を明確にする必要があるということに留意したい。	
11			検討課題3-2：国等による調達量が少ない認定プラスチック使用製品の配慮の方向性について	調達量が少ない製品であっても、環境配慮された製品であれば、調達における配慮をすべきと考える。現時点で調達量が少ない場合も、認定を取得することで調達が増大する可能性があるのであれば、調達量の多寡の問題ではなく、製品自体の価値を評価して、対象に含める方向性とすべきではないか。	本専門委員会でもいただいたご意見を特定調達品目検討会へ反映し、ご議論いただきたいと考えている。
12				グリーン購入法では、調達量に加え、全国での調達が可能なことが条件の一つとなっていることから、特定地域でのみ展開される製品や、製造事業者の規模が小さく全国的な調達量は確保できない製品は、基準への反映が困難な実態がある。こうした実態も踏まえ、本検討課題をきっかけにして、国等以外による調達を考慮した議論を進めていくべきではないか。	
13				認定プラスチック使用製品に限定することなく、特定調達品目検討会において幅広く議論することも検討してはどうか。	

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
14	(1) 認定プラスチック使用製品のグリーン購入法における配慮の方向性等の検討	資料3	検討課題3-2：国等による調達量が少ない認定プラスチック使用製品の配慮の方向性について	国等による一定の調達がない品目は、どのような理由から、特定調達品目の対象から除外されているのか。対象に含めるには、何か課題が存在するのか。	すべての品目を対象にすると膨大な品目数となることから、過去の特定調達品目検討会で整理されており、実現性の観点も考慮し、現在の考え方と品目数となっている。他方で、調達状況等にも変化がみられることから、特定調達品目検討会における議論が必要と認識している。一定の調達の割合に係る定めもあるが、政策として、また、業界として拡大する方針等も考慮のうえ、総合的に判断していくことは可能と考える。
15				調達量が指すものが、製品単位なのか、プラスチック原料単位なのか、論点の1つと考える。また、現在、製造プロセスに対して認証する動きもある中で、製品単位だけでなく、原料や製造プロセスにおける環境配慮に対しても評価するような方向性が必要と考える。	現行の「判断の基準等の基本的事項」において、「できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましい」と明示しており、また、個別の品目ごとに判断の基準の設定においては、「客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする」としている。そのため、リサイクル工程への影響については、ライフサイクル全体における環境負荷という観点で考慮されている状況であるが、そのうえで、個別の品目ごとに具体的な基準を設定できるかどうか、論点となる。
16				設計認定を受けた製品であっても、使用される樹脂素材の構成等が、後段のリサイクル工程を阻害することもあり得ると想像する。WTO政府調達協定では、原料の環境配慮についても評価の対象とならないのか。	
17			検討課題4-1：グリーン調達する上で認定プラスチック使用製品の確認方法について	「第三者機関において併せて、特定調達物品等に相当することの確認が行われることとなる」とあるが、設計認定を取得するための手続等が事業者の負担とならないように制度設計してほしい。環境配慮に努力した事業者が、障壁なく、グリーン購入法に係るメリットを享受できるようにしてほしい。	
18				調達者から求めがあった場合には、製造事業者は発注内容ごとに適合を証明する情報の提出が必要（役務の印刷を調達する場合に限っては、製造事業者は発注内容ごとに適合を証明する情報の提出が求められている）。また、地方公共団体等における調達までグリーン購入法の検討範囲を拡大する場合は、調達主体に応じた確認方法も考慮し、事業者の負担にならない制度設計をする必要がある。	
19				設計認定を取得しているか、自己宣言であるか、双方を考慮のうえ、調達側に混乱が生じないような表示に留意すべき。	
20				自己宣言方式による製品の調達の場合は、事業者における適合証明の負担が大きいうことであれば、設計認定を取得するメリットは損なわれないのではないかと検討課題3-1と併せて、総合的に検討してはどうか。	
21				認定プラスチック使用製品であることを確認する主体によって、採るべき公表方法や内容、表示方法等が異なると思料する。国等や地方公共団体であれば、製品の包装に対して表示すればよいが、消費者の場合は個々の商品単位で判別できる必要がある。幅広い主体で判別可能な確認方法となることを期待する。	プラスチック資源循環促進法では事業者及び消費者に対し認定プラスチック使用製品を使用するよう努めなければならないとされている。広く認定プラスチック使用製品が認知されるよう表示や普及啓発の取組を検討していきたい。
22				グリーン購入法における自己適合宣言の解釈を覆さえないよう、留意いただきたい。例えば、エコマークの場合、グリーン購入法の判断の基準が示されたうえで、並列の位置づけでエコマーク認定基準が示されることで、自己適合宣言が可能になる。そのため、「認定プラスチック使用製品であること」と付す場合にも、認定プラスチック使用製品であることのみを付すと、肝心の基準が定められていないため、並列する基準を示さなければ、自己宣言できないということになると考える。	今後策定される設計認定基準を踏まえ、判断の基準等の具体的な反映方法を検討する際に留意する。
23				「同等のもの」とは、例えばグリーン購入法の判断の基準と同等以上の基準を持つ海外の環境ラベルに対して「同等のもの」と認める必要があるという意図の記述であり、認定プラスチック使用製品と同等であることを自己宣言できるということではないと理解している。	
24				現在の認定プラスチック使用製品は、素材に占めるプラスチック重量がほぼ100%を占めるような品目が多いと認識しているが、一方で、グリーン購入法の対象は素材の限定はなく、判断の基準においては消費電力や化学物質等も評価している。そのため、認定プラスチック使用製品であればすべてグリーン購入法の対象になる、という考え方は適切ではないという点は、留意いただきたい。	
25			検討課題4-2：消費者等への認定プラスチック使用製品の普及啓発について	ECサイトの活用推進自体は望ましい。しかし、グリーン購入法においては、第三者機関による認定はなく、調達者による適合の確認ができればよい仕組みとなっているため、ECサイト各社の判断に任せるのではなく、適切な調達を行うためのガイドライン等を策定し、公平性、公正性を担保することを期待する。	
26	(2) 認定プラスチック使用製品の調達に関する今後の検討の進め方	資料4	今後の検討の進め方について	来年度に予定する専門委員会は、業界団体や消費者団体の方にも参加いただき、より事業者や消費者の意見をいただけるような委員構成や検討の進め方を想定しているか。認定プラスチック使用製品においては、新規に検討が必要となる品目も存在する。関係者によるグリーン購入法への理解の程度もさまざまであることや、特定調達品目検討会でも議論すべき議題は多くありタイトなスケジュールとなること、また、様々な意見を反映した制度設計をすべきことを踏まえると、事業者や消費者の意見を聞く場は、専門委員会で確保してはどうか。	現時点では、2回の開催を想定しているが、製品分野ごとの設計認定基準の策定状況も踏まえて、開催回数や委員構成について検討したい。